

# 兵庫県公報

令和7年12月19日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県

神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 教育委員会規則

- 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1

### 公布された法令のあらまし

#### ◎公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第15号）

学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務に係る特殊業務手当等について、国の義務教育費国庫負担金の算定基準が見直されたこと等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。

### 教 育 委 員 会 規 則

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月19日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第15号

### 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「4時間」を「1時間」に改め、同項第2号ア中「終日に及ぶ程度（日中8時間程度とする。以下同じ。）」を「半日に及ぶ程度（日中4時間程度とする。）」に改め、同項第4号中「に及ぶ程度」の右に「（日中8時間程度とする。以下同じ。）」を加え、同条第4項中「7時間45分」を「4時間」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年4月1日から施行する。